

Press Release

京 都 労 働 局 平成 30 年 10 月 17 日

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局

担

雇用環境改善・均等推進監理官 野田昌代

雇用環境 • 均等室長補佐

山中広嗣

電話 075-241-3212

働き方改革関連法説明会を開催します!!

働き方改革関連法は、平成30年7月6日に公布され、平成31年4月1日から順次施行されます。京都労働局(労働局長 髙井 吉昭)では、働き方改革関連法について、理解を深めるとともに、働き方改革に向けた取組を進めていただくため、説明会を開催します。(資料2、3)

(共催機関:京都府、京都市、京都働き方改革推進支援センター、京都産業保健総合支援センター)

- 1 説明会日時 平成30年11月14日(水) 13時30分~15時50分
 - ※ 説明会終了後、専門家による個別相談会(15時50分~16時30分)も開催します。
- 2 会 場 ロームシアター京都 メインホール(京都市左京区岡崎最勝寺町13)
- 3 対 象 事業主又は企業の人事労務担当者等
- 4 参加申込方法 参加申込票を京都労働局雇用環境・均等室へ提出(FAX、郵送、持参)ください。 参加申込票は、京都労働局ホームページに、掲載予定。
- 5 説明会内容(資料1)
 - ○改正労働基準法 ○改正労働安全衛生法 ○パートタイム・有期雇用労働法
 - ○改正労働者派遣法 ○各種助成金
- 6 問い合わせ先

京都労働局雇用環境・均等室

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

TEL 075-241-3212 FAX 075-241-3222

7 その他働き方改革における支援、相談窓口(資料4)

平成30年11月14日(水)の働き方改革関連法説明会に参加できない方は、

京都働き方改革推進支援センターによる専門家の派遣、出張相談会への参加等の支援も利用できます。

京都働き方改革推進支援センター

ワンストップ無料相談窓口 0120-420-825

<添付資料>

- 1 働き方改革関連法説明会のご案内
- 2 働き方改革関連法の主な内容と施行時期(リーフレット)
- 3 働き方改革~一億総活躍社会の実現に向けて~(リーフレット)
- 4 出張相談会 (無料) のご案内 (京都働き方改革推進支援センター)

働き方改革関連法説明会 のご案内

平成31年4月1日から、働き方改革関連法(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定 改善法、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法等)が、順次施行されます。

京都労働局では、改正される内容等について下記のとおりセミナーを開催いたします。この機会に是非ご参加ください。

〇日時:平成30年11月14日(水)

説明会 13時30分~15時50分(受付 13時~)

個別相談会 15時50分~16時30分

〇会場:ロームシアター京都 メインホール

(京都市左京区岡崎最勝寺町13)

改正労働基準法

時間外労働の上限設定、年5日間の年次有給休暇の取得(企業に義務付け)、フレックスタイム制の拡充、高度プロフェッショナル制度の創設等について、省令に基づきご説明します。

2

改正労働安全衛生法

労働時間の客観的な把握(企業に義務付け)、産業医・産業保健機能の強化等に ついて、省令に基づきご説明します。

3

パートタイム・有期雇用労働法

不合理な待遇差をなくすための規定の整備、同一労働同一賃金ガイドライン案、 待遇に関する説明義務の強化について、概要をご説明します。

4

改正労働者派遣法

不合理な待遇差をなくすための規定の整備のうち、派遣労働者にかかる内容について、概要をご説明します。

- ※上記の他、キャリアアップ助成金等についてもご説明します。
- ※説明会終了後、個別相談会も開催いたします。

主催:京都労働局

共催:京都府、京都市、京都働き方改革推進支援センター

京都産業保健総合支援センター



ロームシアター京都 メインホール (京都市左京区岡崎最勝寺町13)

会場へのアクセス



ロームシアター京都への徒歩経路

■東山駅から

出口を出て三条通を東へ進み、三条神宮道交差点を左折してください。神宮道を直進し、大鳥居を通過してください。岡崎公園の手前を左折すると右手側にロームシアター京都がございます。

■三条駅から

9 番出口を出て三条通を東へ進み、東山三条交差点を左折してください。東大路通を直進し、東山二条交差点を右折してください。二条通を直進し、疎水を越えると左手側にロームシアター京都がございます。

■神宮丸太町駅から

2 番出口を出て丸太町通を東へ進み、東山丸太町交差点を右折してください。 東大路通を直進し、東山二条交差点を左折してください。二条通を直進し、 疎水を越えると左手側にロームシアター京都がございます。

会場には駐車場がございませんので、公共の交通機関でお越しく ださい。

「参加申込票」◆FAX 075-241-3222◆

以下に必要事項をご記入の上、切り取らずに、この面をそのままFAXしてください。

会社名					参加 人数		名
参加者 (代表者のみ)	役職 氏名						
連絡先	5	_	_	(FAX))	_	_

※会場が定員に達し次第、受付終了となります。

※申込締切平成30年10月31日(水)

(定員に達した場合は、京都労働局ホームページでお知らせします)

- ・会場の都合がありますので、出来るだけ各社少人数でのご参加をお願いします。
- ・定員内の場合、あらためてご連絡はいたしませんので、そのままお越しください。
- ・お申込みの際にご記入いただいた個人情報は本説明会の運営以外には使用いたしません。

参加費無料

働き方改革関連法の主な内容と施行時期

添付資料2

京都労働局

中小企業の定義については裏面のとおり

			実施時期	1	
◇労働時間法制の見直しについて	2019年		2021年		2023年
	4月	4月	4月		
①残業時間の上限の規制 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別					
の事情がなければこれを超えることはできません。 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、	大企業				
・年720時間以内・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)・月100時間以内(休日労働を含む)		中小红	<u></u> E業		
を超えることはできません。 また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。					
②年5日間の年次有給休暇付与の義務づけ					
使用者が労働者の希望を踏まえて時季を指定、年5日の付与が義務化され ます。					
③高度プロフェッショナル制度の創設					
高度専門職を労働時間規制から外し、新たな規制の枠組みが創設されます。(制度導入には法律に定める企業内手続きが必要)					
④フレックスタイム制の拡充	大企業				
労働時間の調整が可能な期間(清算期間)が延長されます。 (1か月→3か月)					
⑤勤務間インターバル制度の導入(努力義務)					.
1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間 (インターバル)を確保する仕組みです。	中小台	上業			
⑥労働時間の客観的な把握の義務づけ					
裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間 の状況が、客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づ けられます。					
⑦産業医・産業保健機能の強化					
事業主から産業医への情報提供や産業医等による労働者の健康相談等が 強化されます。					
⑧月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ					
2023年4月から中小企業の割増賃金率が引上げられます。 (25%→50%)					Jan

		実施時期					
◇雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		
	4月	4月	4月	4月	4月		
①不合理な待遇差をなくすための規定の整備 同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。		大企訓	*				
②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待 遇について説明を求めることができるようになります。	偅	者の規	 動者・有 定につい)21年4	へて、中小	`		
③行政による助言・指導等や行政ADRの規定の整備 都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。 「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても対象となりま す。			中小台	注	3		

◆中小企業の定義

①資本金の額または出資金の総額

小売業	5,000万円以下			
サービス業				
卸売業	1億円以下			
それ以外	3億円以下			

②常時使用する労働者数

小売業	50人以下			
サービス業	100人以下			
卸売業	100人以下			
それ以外	300人以下			

※個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断することになります。

または